

改正

令和元年12月13日訓令第15号

留萌市功労表彰基準取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、留萌市功労表彰条例施行規則（平成28年規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づき、表彰基準の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の原則)

第2条 規則別表に定める基準年数は一つの目安であるが、留萌市功労表彰条例（平成28年条例第21号）の趣旨から、あくまで功績を中心に選考することを原則とする。

(表彰の対象としない者)

第3条 功労表彰の基準に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 破産手続開始の決定を受け復権しない者
- (2) 刑事事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の罪に係る罰金以下の刑を除く。）に関し、現に起訴されている者又は刑に処された者（刑の消滅した者を除く。）
- (3) 市税等市徴収金を滞納している者
- (4) 法人その他の団体であって、その長又は代表者が前4号のいずれかに該当するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと市長が認める者

(表彰基準の取扱)

第4条 規則別表第1号に定める者の表彰は、原則として現職を退いた後に行うものとする。

(被表彰者の推薦)

第5条 功労表彰の被表彰者を推薦しようとする場合は、被表彰者推薦調書（別記様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日訓令第15号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

留萌市被表彰者推薦調書

(ふりがな) <b>氏 名</b> (団体名及び代表者名)	生年月日 (設立年月日)	年 月 日 ( 歳)
<b>現住所</b> (代表者の現住所)	<b>職業</b> ※個人のみ記入	
<b>表彰区分</b>	<input type="checkbox"/> 自治功勞 (別表第1号) <input type="checkbox"/> 教育文化功勞 (別表第2号) <input type="checkbox"/> 産業経済功勞 (別表第3号) <input type="checkbox"/> 社会福祉功勞 (別表第4号) <input type="checkbox"/> 保健衛生功勞 (別表第5号) <input type="checkbox"/> 防犯・防災功勞 (別表第6号) <input type="checkbox"/> その他の功勞 (別表第7号)	
<b>表彰の対象及び主な功勞の内容</b>	(規則別表「表彰の対象」の功績の区分及び功勞の内容を簡潔に記入してください。)	
<b>表彰の対象となる主な功勞の経歴</b>	期 間	経 歴
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	合 計	年 月
<b>賞 罰</b>	期 日	内 容
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

年 月 日

推薦者 住 所  
氏 名



留 萌 市 長 様

備 考

- 1 調書内に記入する名称などは、省略しないで記入すること。
- 2 団体等の推薦に関しては、直近の総会資料その他表彰の参考となる資料を添付すること。